

瑞穂監第36号
平成24年11月12日

瑞穂市長
堀 孝 正 様

瑞穂市議会
議長 藤 橋 礼 治 様

瑞穂市代表監査委員 井 上 和 子

瑞穂市監査委員 若 園 五 朗

定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、「生涯学習課」の定期監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象

「生涯学習課」における平成24年4月1日から平成24年7月末日までの財務に関する事務の執行と、重点項目として「工事請負費」についての監査を行った。

生涯学習課は、課長以下14名と嘱託員7名、補助職員10名で次の事務を行っている。

- (1) 社会教育活動事業に関する事
- (2) 青少年健全育成に関する事
- (3) 芸術文化振興に関する事
- (4) 生涯スポーツ振興に関する事
- (5) 地域スポーツ振興に関する事
- (6) 公民館管理運営に関する事
- (7) 体育施設管理運営に関する事
- (8) 総合センター管理運営に関する事
- (9) 図書館管理運営に関する事
- (10) 西部複合センター管理運営に関する事
- (11) 図書貸出に関する事
- (12) 自主企画事業に関する事
- (13) 予算執行等に関する事

2 監査の実施日

平成24年9月7日（金）

3 実施した監査手続

監査の対象となった財務に関する事務の執行及び工事請負の状況について、提出された資料を基に、通常実施すべき監査手続を実施した。

第2 監査の結果

1 財務について

「生涯学習課」における財務の執行については、次のとおりで、財務の事務は適正に執行されているものと認められた。

平成24年7月末現在

	予算額(円)	収入・執行済額(円)	比率(%)
歳入	363,128,000	9,730,926	2.7
歳出	908,962,000	181,101,548	19.9

工事請負費は、予算額314,267,000円、支出負担行為累計額26,313,000円、支出命令累計額1,795,500円で、次の通りであった。

単位：円

工 事 名	予算額	支出負担行為額	支出命令額
市民センター空調設備修繕工事	1,523,000	1,312,500	1,312,500
総合センター誘導灯・消火器・蓄電池取替工事	6,274,000	0	0
糸貫川運動公園管理棟火災報知機設置工事	190,000	0	0
巢南テニスコート改修工事	7,560,000	4,567,500	0
穂積グラウンド排水溝設置工事	3,203,000	2,520,000	0
生津ふれあい広場改修工事	290,000,000	17,913,000	483,000
図書館空調設備改修工事	5,517,000	0	0
合 計	314,267,000	26,313,000	1,795,500

2 生津ふれあい広場整備事業設計委託について

市長のマニフェストによれば、当事業は関係機関と協議の上、計画立案することになっている。これについては、3月の市議会定例会における本会議場での議員の質問に対し、教育次長は、予算が議決されてから体育協会、その他各種団体の意見を聞いて進めると答弁している。

標記の委託契約は、5月29日締結で、10月31日までの期間となっており、関係機関との協議は契約前の4月17日と契約後の7月11日の2回、地元への説明会を8月12日に行っている。ただし、市長が直接要望を受けたとされる瑞穂本巣軟式野球連盟は協議に参加していないし、テニス関係者との協議もはっきりしなかった。

協議及び説明会の結果を受けて、委託契約の仕様と変更になった箇所があるが、変更の手続きが定かでない。約款によれば、原則として書面で行わなければならないことになっているので正規の手続きをとっておくべきである。

3 生津ふれあい広場整備工事について

工事予算は、2億9千万円であり、既に「足洗い場、水飲み場新設工事」が48万3千円で施工されている。これは、10月6日の国体デモスポ競技（ゲートボール）の開催を視野に入れてのことであった。また、「生津ふれあい広場築山撤去・市内公園埋立工事」が1,743万円で7月20日に契約されている。両工事とも広場整備工事とは別に分離発注しなければならなかったのか確認したが明確な返答は得られなかった。

さらに、監査後の10月2日には「生津ふれあい広場築山撤去その2工

事」が942万9千円で契約されている。これにより、三つの工事で2,734万2千円を支出することになり、予算残額は2億6,265万8千円となる。上記の設計委託における目標工事額は2億6,500万円以内としており、既に目標工事額を下回る設計にしなければならないことになる。このような現状を鑑み、今後次の点に十分注意されて事業を執行されたい。

- (1) 安易に設計変更して予算の範囲内で施工したり、予算の不足を理由に流用（充用）あるいは増額補正がないこと。
- (2) 今後の施設整備計画を考えると、繰越明許で整備を先延ばしにして無駄が生じることがないこと。
- (3) 二つの築山撤去工事は、いずれも工期が平成25年1月21日までとなっているので、両工事の完成と今後の広場整備工事の発注の整合性をとること。

いずれにせよ、市長が議会で答弁されているように最小の経費で多目的に活用できるように整備していただくとともに、要望された団体はもとより、多くの市民に満足して利用いただけるようにされたい。

4 還付未済額について

総合センターの平成18年度備品使用料1件1,260円と平成20年度部屋使用料1件2,450円が還付未済となっている。相手方と連絡がとれず還付が難しいとのことで未処理となっているが、そのような場合の適正な処理方法を早急に確認し、処理すべきである。今後はこの様なことがないように注意されたい。

以上